

特別徴収事務交付金のお知らせ

宿泊税の特別徴収に係る事務負担に配慮し、特別徴収制度の円滑な運営及び納期内納入の意欲高揚を図ることを目的として、特別徴収義務者に対して交付します。

●交付対象者 次に掲げるすべての要件を満たす者に交付します。

- ・ニセコ町宿泊税の特別徴収義務者として申告した者
- ・旅館業法の許可を受け、又は住宅宿泊事業法の届出をして営業している者
- ・ニセコ町の税金を滞納していない者

●算定対象期間

前年度の2月宿泊分から以前12か月分

(令和7年度交付対象の期間は6年11月宿泊分から7年2月宿泊分です)

●交付金の額

算定対象期間内に納入した宿泊税のうち

納入期限までに申告納入された額の5.0%を交付します

●交付方法

※申請等の手続きは必要ありません。

- ・7月末日までに交付額を通知します。

「宿泊税特別徴収事務交付金交付決定通知書」にて通知します。



- ・8月中に交付する予定です。

特別徴収義務者申告書提出時に届出いただいている銀行口座に振込します。

※ 受取口座を変更したい場合はご連絡ください。

「ニセコ町宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱」を併せてご確認ください。